

令和元年度に係る監事監査報告

令和2年6月

独立行政法人水資源機構 監事

監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の令和元事業年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

なお、監査の具体的な内容は、別冊「令和元年度に係る監事監査報告（監査の実施結果）」のとおりである。

Ⅰ 監査の方法及びその内容

監事は、独立行政法人水資源機構監事監査要綱に基づき、監査計画において監査重点項目を設定し、以下のとおり機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書、財務諸表及び決算報告書の監査を実施した。

- ① 理事長をはじめとする役員、監査室及び経営企画部その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めた。
- ② 役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- ③ 本社及びその他の事務所において、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。
- ④ 役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- ⑤ 当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

- ⑥ 会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

II 監査の結果

- 1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

- 2 内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムは適切に整備され運用されていると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

- 3 役員の仕事の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の仕事の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

- 4 財務諸表等についての意見

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。

令和元事業年度の財務諸表等は、適正であると認める。

- 5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

今後も、事業報告書の作成趣旨に基づき、国民その他の利害関係者に有用な情報となるよう努めていくことが重要である。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

随意契約の厳格なチェックなど、入札契約の適正化の取組は、着実に実施されている。

今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要である。

2 保有資産の見直し

職員宿舎の見直しに関する実施計画において処分することとなっていた宿舎等資産の処分については、廃止延期が必要な宿舎を除き完了していた。

なお、会計検査院からの改善処置要求に対する事案については、進捗もある一方で、地方公共団体に費用負担を求めるものがあることから、協議が長期化するものも生じている。

引き続き、関係部署においてフォローアップを行っていくことが重要である。

3 報酬水準及び給与水準の妥当性

理事長の報酬水準並びに役員の報酬水準及び職員の給与水準の設定についての考え方は妥当であると認められる。

令和2年6月29日

独立行政法人水資源機構

監事

山梨恵子



監事

山田 廣



別冊

令和元年度に係る監事監査報告
(監査の実施結果)

令和2年6月

独立行政法人水資源機構 監事

目 次

I	目的	1
II	実施内容	1
1	監査計画	1
(1)	監査方針	1
(2)	実施方法	1
2	業務監査	2
(1)	定期監査	2
(2)	テーマ監査	2
(3)	理事長との意見交換及び理事との面談	2
(4)	その他の業務監査	2
3	会計監査	3
III	監査の結果	3
1	業務監査	3
(1)	監査重点項目	3
1)	中期計画の取組状況	3
2)	内部統制の取組状況	5
3)	入札契約の適正化の取組状況	7
4)	保有資産の見直し・資産の管理状況	8
5)	技術力の維持・向上の取組状況	9
6)	地域への貢献の取組状況	9
7)	積立金の活用状況	10
8)	法人文書管理の状況	10
9)	既監査での是正・改善事項等のフォローアップ	10
(2)	テーマ監査	10
(3)	その他の重要な監査事項	12
1)	給与水準の状況	12
2)	事業報告書	12
3)	その他の業務監査	12
(4)	事務処理に係る検討等が必要と認められる事項	13
1)	入札契約手続の適正な実施	13
2)	設計・積算・監督の適正な実施	13
3)	事務手続の適正な実施	13
(5)	推奨事項	13
2	会計監査	14
別紙	監査実施事務所	15

I 目的

監事監査は、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性及び透明性の観点から独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の業務を監査し、必要な提言等を行うことにより、業務の適正な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的としている。

II 実施内容

1 監査計画

独立行政法人水資源機構監事監査要綱（平成 27 年 3 月 27 日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、監査項目、監査実施日等について「平成 31 年度監事監査計画」を作成し、監査を実施した。

なお、監査計画の概要は次のとおりである。

(1) 監査方針

令和元年度の監査については、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び通則法を踏まえ、第 4 期中期計画に掲げる目標の達成に向けて機構の業務が適正に執行されているかを監査するとともに、次に掲げる監査重点項目について監査を実施し、必要な提言を行うこととする。

〔監査重点項目〕

- ①中期計画の取組状況
- ②内部統制の取組状況
- ③入札契約の適正化の取組状況
- ④保有資産の見直し・資産の管理状況
- ⑤技術力の維持・向上
- ⑥地域への貢献
- ⑦積立金の活用状況
- ⑧法人文書管理の状況
- ⑨既監査での是正・改善事項等のフォローアップ

(2) 実施方法

監査については、定期監査のほか、監事が必要と認めた場合に臨時監査を実施する。

○定期監査

監査対象事務所において、資料の提出及び説明を求めて実施する。

なお、定期監査の一部については、重要性、監査対象事務所の事業の状況等を勘案し、テーマを絞った監査として実施する。

○臨時監査

監査対象事務所及び監査日程は、必要に応じて定める。（令和元年度は実施しなかった。）

2 業務監査

(1) 定期監査

定期監査に係る監査対象事務所として、本社、支社等計 30 箇所を選定し、監査を実施した。（別紙参照）

監査の実施に当たっては、その業務を効率的に遂行するため、監査室の職員に加えて、用地事務に精通した職員 3 名を監査補助者として指名した。

また、中期計画及び年度計画に記載された機構のミッションの実施状況及び潜在的なリスクの把握に資するため、本社部室長、事務所の所長及び管理職、新規採用職員等との面談を実施した。

(2) テーマ監査

本社及び定期監査対象事務所のうち 10 箇所において、別紙備考欄に示すとおり、内部統制、用地、事業の状況等、事務所の状況を踏まえた「テーマ監査」を実施した。

(3) 理事長との意見交換及び理事との面談

① 理事長との意見交換

監事監査において把握された事項等について、四半期ごとに正副理事長と意見交換を行った。

実施日	令和元年 7 月 31 日、10 月 23 日 令和 2 年 1 月 28 日、3 月 16 日
-----	---

② 理事との面談

11 月期の本社監査に合わせて、理事との面談を実施した。

実施日	令和元年 11 月 15 日、11 月 19 日
-----	--------------------------

(4) その他の業務監査

要綱の規定に基づき、役員会その他重要な会議に出席するとともに、重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員に説明を求めることにより、業務を監査した。また、必要に応じて本社及びその他の事務所から業務の実施状況の聴取や文書及び資料の提出又は閲覧を求めることにより、業務を監査した。

3 会計監査

会計監査人の監査計画や監査上の重点項目等について意見交換を行ったうえで、会計監査の実施状況及び会計監査人の職務遂行状況等について説明及び報告を求めるとともに、緊密な連携を図りながら監査を実施した。

通則法第 39 条第 1 項に規定する財務諸表、事業報告書及び決算報告書については、財務部から必要な説明を受けるとともに、会計監査人から会計監査報告を受けるなど一連の財務報告プロセスについて確認を行った。

[会計監査人との連携表]

内 容	実 施 日
監査計画打合せ	令和元年11月 8 日
監査中間打合せ(元年度監事監査の概要)	令和 2 年 1 月 9 日
期中監査結果報告(会計監査人による往査結果)	令和 2 年 4 月 6 日
決算監査打合せ(監査結果概要報告)	令和 2 年 6 月 1 日
決算監査結果報告	令和 2 年 6 月18日

Ⅲ 監査の結果

1 業務監査

(1) 監査重点項目

1) 中期計画の取組状況

①中期計画の進捗管理

中期計画及び年度計画の進捗状況については、年 2 回役員会に報告されていることを確認した。

監査実施事務所においては、中期計画の進捗状況を監査し、計画に沿って取組が実施されていることを確認した。

②洪水への対応

令和元年度においては、特定施設全 23 ダム中 18 ダムで延べ 42 回の的確な洪水調節が実施された。

令和元年 10 月の台風第 19 号に伴う豪雨では、下久保ダム及び草木ダムにおいて、河川管理者との協議による事前放流または予備放流、特別防災操作が行われ、下流河川の浸水被害を防止した。

特に、下久保ダムにおける台風 19 号対応では、降り始めからの降雨量が 513mm、ダムへの最大流入量が約 1,837 m³/s と、いずれも管理開始からの最大値となったが、下流河川や降雨の状況等を勘案し、事前放流(1,148 万 m³)及び施設管理規程に定める洪水調節操作と異なる特別防災操作を実施し、異常洪水時防災操作を回避するなど、的確な洪水調節により洪水被害を軽減し

ていた。

③ 渇水への対応

令和元年度の渇水対策では、7水系のうち4水系（豊川、木曾川、吉野川、筑後川）で取水制限等が行われた。各水系の取水制限等に合わせて、本社、中部支社、関西・吉野川支社（吉野川本部）、筑後川局及び各事務所に渇水対策本部が設置され、適時適切な水源情報の発信、関係機関への周知、節水の啓発等が行われていた。

また、降雨状況に合わせたダムからの補給量の調整や関係利水者との緊密な連携によるきめ細かい配水操作を行うなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減に努めていた。

④ 災害等支援活動

令和元年9月の台風第15号において、長期間の停電に見舞われた千葉県内の排水機場や浄水場関連施設等に対しポンプ車による排水支援や発電機による停電地域への支援を実施していた。

また、平成30年冬渇水に見舞われた福岡県新宮町に対して、職員の派遣及び可搬式浄水装置による給水支援が行われ、平成31年1月から令和元年7月にかけて同町の渇水対策に貢献していた。

⑤ 計画的で的確な施設整備

ダム等事業の思川開発、川上ダム建設、小石原川ダム建設、早明浦ダム再生等及び用水路等事業の利根導水路大規模地震対策、房総導水路施設緊急改築、豊川用水二期、木曾川右岸緊急改築、愛知用水三好支線水路緊急対策、福岡導水路地震対策等について事業の進捗が図られていることを確認した。

また、奈良俣ダム関係として、藤原・奈良俣再編ダム再生が事業認可され、成田用水については、施設の老朽化対策、大規模地震対策として事業認可を受け、事業に着手していた。

⑥ ICTの活用

維持管理業務等の新たな情報管理技術として、施設のリアルタイム状態監視、点検の簡素化・高度化等を目的とした技術の試行導入が進められ、豊川用水においては、AIを活用した流入予測を組み入れた管理支援システムを構築し、試行運用していた。

また、長良川河口堰においては、AIの画像認識によるアユ遡上数自動計数システムを構築し、試行運用されていた。

【監事意見】

機構の業務は、法令等に従い適正に実施されている。また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2) 内部統制の取組状況

①「内部統制の基本方針」の浸透・定着

内部統制の基本方針について、機構内LANの掲示板への掲載、各種会議、内部統制・コンプライアンスに係る内部研修、コンプライアンスアンケート、メールマガジン「メルマガ1分豆知識」等の機会を通じて、浸透・定着に努めていた。

②役員と事務所との意見交換

全支社局における理事長と支社局長及び事務所長との意見交換、18事務所における役員と事務所職員との意見交換が実施され、機構の経営理念、経営方針等について直接説明が行われるとともに、役員と職員とのコミュニケーションが図られていた。また、意見交換の内容について役員間で情報共有が図られていた。

③理事長と監事との連携

理事長、副理事長との意見交換の機会を通じて、監事監査で把握した各事業所の課題等について情報共有及び意見交換を行った。

④リスク管理の取組状況

a) リスク管理委員会

台風の接近や新型コロナウイルスの感染対策等、リスクの現実化が想定される場合の体制の確認や対策の指示、危機管理に関する取組の審議・決定、リスク管理のモニタリング等のため、リスク管理委員会が15回開催されていた。

また、機構の全事務所においてPDCAサイクルを活用したリスク管理手法が運用され、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上が図られていた。

b) 危機管理能力の向上

梅雨や台風等の降雨による出水に備え、機構が管理する全ダムの管理所と河川管理者である国等とが連携した洪水対応演習が実施されていた。

また、災害発生直後に迅速な初動対応を図ることなどを目的として、9月の防災週間に合わせた全社的な地震防災訓練や、大地震の教訓を踏まえ、各事務所で独自のテーマを設定した危機管理訓練を1月と3月に実施すること等により、職員の危機管理能力の向上が図られていた。

⑤アセットマネジメントシステム

業務水準の更なる向上を目指し、平成28年度にISO 55001の認証を取得して取り組んできたアセットマネジメントシステムについて、AMS内部監査や役員によるマネジメントレビュー等のチェックが行われ、7月には認証機関の審査を受審し、本社における再認証の承認を受けていた。

⑥コンプライアンスの取組状況

a) アンケートの実施

コンプライアンスに対する意識や理解度を組織的に把握するため、コンプライアンス推進月間（11月）にコンプライアンスアンケートが実施された。また、コンプライアンス標語の募集・選定が行われ、事務所内でのポスター掲示やパソコンの出勤・退勤画面への表示等、啓発に活用されていた。

b) 講習会・研修の実施

コンプライアンス推進月間には、顧問弁護士事務所による全職員を対象とした「コンプライアンス」及び「ハラスメント」の研修が開催され、WEB会議システムでの全事務所への配信や録画DVD配付の取組が行われていた。また、全事務所で談合防止、業務に関連する法令の遵守等に係る講習会が開催され、階層別の内部研修においてはコンプライアンスに関する講義が行われていた。

c) 倫理委員会

コンプライアンスの取組状況等の報告・審議のため、2回開催されていた。（令和元年5月17日、11月29日）

d) 情報の発信

メールマガジン「メルマガ1分豆知識」を毎週配信するとともに、機構内LANの掲示板に、倫理委員会資料、コンプライアンスに関する基本的な事項を取りまとめた資料、他機関の有用な取組や不適切案件に関する資料等の掲示が行われていた。

e) 平成23年度臨時監査のフォローアップ（水利使用）

水利使用規則の内容と一部異なる取水等が行われていた三重用水のかんがい用水については、是正協議書の提出について河川管理者の内諾を得て、令和元年6月26日付けで協議書が提出されていた。

f) 談合防止対策の取組

機構内LANに設置した掲示板、研修での講義、各会議等を活用して入札契約情報の厳格な管理の徹底や談合防止対策等を周知するなど、入札談合防止対策が行われていた。

⑦情報セキュリティ対策

情報セキュリティ強化の取組として、情報セキュリティ機器の運用管理、事務従事者への訓練、教育及び自己点検、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）との情報共有等が実施されていた。また、情報セキュリティ監査計画書に基づき、本社、支社局及び各事務所に対する情報セキュリティ監査が行われていた。

なお、平成31年3月の事案に引き続き、令和2年3月にもメール誤送信事

案が発生した。これらに対し、注意喚起に加え、新たに外部メール送信対策のためのソフトウェアを導入し、外部送信されるメールについては、強制的にBCC変換して送信する対策を実施するなど、再発防止の徹底を図っていた。

⑧情報の共有

本社や各事務所からの情報については、定期的な支社局長等会議、支社局の管内所長会議、各事務所の管理職会議等の開催により情報の共有化を図っていた。

また、各種会議においてWEB会議システムを活用し、業務の迅速化・効率化を図っていた。

⑨業務改善

効率的な業務運営の必要性から、技師長以下5名の管理職で構成される「業務改善PT」において既存業務の見直し等を行い、取組例の職員への周知を行っていた。

また、日常業務の中で職員が取り組んでいる創意工夫や改善事例について、12月に開催された「業務推進発表会」で共有されていた。応募手続きやプレゼンテーションの負担が重かった「業務改善コンテスト」は運用方法を簡素化し、わかりやすさ、汎用性、横展開のしやすさ等に重点をおいた提案募集に繋げ、職員の業務改善意識の向上を図っていた。

【監事意見】

内部統制システムは適切に整備され運用されていると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

なお、情報セキュリティインシデントの事案発生に当たっては、速やかな対応が行われており、内部統制の機能は発揮されていると考えるが、今後とも職員への啓発及び管理体制の向上に取り組んでいくことが重要である。

3) 入札契約の適正化の取組状況

①一般競争入札の状況

一般競争入札方式を基本とした発注が推進されている。令和元年度の一般競争入札による発注件数は、発注全体件数の69.9%（平成30年度は73.4%）であった。

②一者応札の状況

「一者応札の改善への取り組み」に基づき、入札公告期間の延長やメールマガジンの配信による「公告期間、公告方法の改善」、地域要件等の「入札参加条件の緩和」、「準備期間の確保のための早期発注」等の取組が行われた。令和元年度の一般競争入札における一者応札件数の割合は、46.2%（平成30年

度は 39.3%) であった。

③随意契約の状況

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）」に基づき策定した「令和元年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」により厳格な適用が図られているとともに、所管部室による審査、契約監視委員会（年 2 回）による審議が行われていた。

④入札・契約手続状況の確認

監査を実施した事務所のうち 14 事務所において、入札・契約手続の状況について確認を行った。

【監事意見】

随意契約の厳格なチェックなど、入札契約の適正化の取組は、着実に実施されている。

今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要である。

4) 保有資産の見直し・資産の管理状況

①資産管理等整理推進委員会の開催

令和元年 7 月 25 日に開催された委員会では、廃止対象となっている職員宿舍等の処分の報告及び不要資産の処分方針等について審議が行われていた。

②宿舍等資産処分の状況

「独立行政法人の職員宿舍の見直しに関する実施計画」（平成 24 年 12 月 14 日行政改革担当大臣決定）において処分することとした保有宿舍（廃止延期が必要な宿舍を除く。）42 件の処分は終了している。

③会計検査院からの改善処置要求（平成 24 年 10 月 26 日付け）への対応

a) 水資源開発施設等の必要性の不断の見直し

資産の保有の必要性や不要と認められる保有資産の処分方針等について引き続き検討が行われるとともに、不要財産のうち 2 件については、平成 30 年度末から令和元年度初頭にかけて処分手続が完了し、通則法に基づく国庫納付が行われていた。

b) 兼用道路に係る管理費用の応分の負担

兼用道路に係る管理費用の応分の負担を求めるため、地方公共団体との協議が行われていた。

④施設財産の保全・管理

a) 地上権の更新

水路関係施設において地上権の更新が必要となる土地が多数存在するが、房総導水路施設緊急改築事業、豊川用水施設及び三重用水施設に係る地上権

についての更新（再設定）が進められていた。

b) 施設の巡視等

施設の巡視、点検等を定期的に実施することにより、施設の保全管理が行われていた。

【監事意見】

職員宿舎の見直しに関する実施計画において処分することとなっていた宿舎等資産の処分については、着実に行われていた。

なお、会計検査院からの改善処置要求に対する事案については、進捗もある一方で、地方公共団体に費用負担を求めるものがあることから、協議が長期化するものも生じている。

引き続き、関係部署においてフォローアップを行うことが重要である。

5) 技術力の維持・向上の取組状況

管理・建設技術の高度化、耐震性の向上、施設の長寿命化、水質改善を課題テーマとする「水資源機構技術4ヶ年計画」（平成30年度から4ヶ年）について、総合技術センターを主体に本社関係部署と協働して6つの重点プロジェクトに取り組んでいた。

また、「技術情報提供システム」を活用し、蓄積した技術情報や新技術等についてデータベース化し活用することにより、職員の技術力の維持・向上及び普及・継承に取り組んでいた。

【監事意見】

技術力の維持・向上について、着実に取組が進められている。

今後とも、様々な機会を捉えて、技術力の維持・向上を図っていくことが重要である。

6) 地域への貢献の取組状況

全事務所において、上下流交流の実施や地域イベントへの協力、施設見学会等の実施など、様々な交流活動を通じて信頼関係の構築や情報共有に努めていた。

また、関係機関等と連携して水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参加し、水質調査結果の共有や流入水質の改善に向けた取組など、連携強化を図っていた。

【監事意見】

地域との連携強化が全社的に行われていた。今後も取組を継続することが重

要であるが、職員の過度な負担とならないような配慮も必要である。

7) 積立金の活用状況

本社監査及び各事務所の実地監査において、管理経費等負担軽減積立金が①気候変動や異常気象等による治水・利水への影響への対応、②大規模災害発生への対応、③水資源開発施設の老朽化への対応、④治水・利水に関する技術力の維持・向上に活用されていることを確認した。

【監事意見】

積立金の活用にあたっては、成果を有効に活用するための全社的な展開を意識し、適切に執行することが重要である。

8) 法人文書管理の状況

本社で先行導入していた電子決裁について、法人文書の紛失、誤廃棄及び登録漏れのリスクの低減を図るため、6月より全社導入していた。

平成30年度に、法人文書管理関係規程の改正や保存指針の制定を受けて、全社的な法人文書管理状況の改善に取り組んだが、これに引き続き令和元年度においても、法人文書管理の徹底に取り組んでいた。

10月の文書整理月間においては、主任文書管理者の指導のもと重点的な点検が行われるとともに、職員の法人文書管理の意識向上を図るため、全職員を対象とした研修が行われていた。

【監事意見】

規程や指針に従い、法人文書管理の取組が全社的に行われていた。今後も機構に対する信頼性を損なうことのないよう、取組を継続することが重要である。

9) 既監査での是正・改善事項等のフォローアップ

前回監査時に注意事項があった20事務所について、改善策の実施状況を監査した。その結果、工事完了部分の部分使用の事務手続不備など、各事務所とも改善措置が行われていることを確認した。

(2) テーマ監査

①内部統制

千葉用水総合管理所では、総合管理所（印旛沼開発）と各出先事務所である成田北総管理所（成田用水、北総東部用水、成田用水施設改築）、東総管理所（東総用水）、房総導水路事業所（房総導水路、房総導水路緊急改築）との連携により7事業を管轄しており、各種会議で総管内の情報共有を図るとともに、

重要案件に関しては、対応策の検討及び周知の徹底が行われていた。また、令和元年9月の台風第15号及び10月の台風第21号の際には、総合管理所の総合的な調整の下、管理所が一丸体制で困難な状況に対応していた。

豊川用水総合事業部では、総合事業部の他、新城支所、豊橋支所、水源管理所及び大野管理所の出先事務所にて水路改築並びに大規模地震対策などの建設事業と管理業務を実施しており、各種会議等での情報共有や重要案件の周知徹底、若手職員等を対象とした技術の継承・発展に係る取組が熱心に行われていた。

②ダム操作

日吉ダムについて、平成30年7月豪雨における異常洪水時防災操作を含む、異常洪水時等のダム操作実績と課題並びに下流河川の状況を確認するとともに、事前放流や特別防災操作なども含めた検討状況を確認した。

③用地

徳山ダム管理所に係る保有資産の見直し、資産管理及び処分について、対象資産の状況を現地で確認するとともに、本社を含む関係部署間の連携及び手続の進捗状況を確認した。

④事業の状況

木曾川用水総合管理所（木曾川右岸緊急改築）については、事業計画の変更が認可され、市街地での施工に向けて地元調整等が行われていた。

朝倉総合事業所（小石原川ダム建設）については、ダム堤体の盛立が完了し、取水放流設備等の施工が行われていた。

愛知用水総合管理所（三好支線水路緊急対策）については、三好池の耐震対策として堤体補強工事に着手していた。

利根導水総合事業所（利根導水路大規模地震対策）については、利根大堰、埼玉合口二期施設、秋ヶ瀬取水堰及び朝霞水路の耐震補強工事が行われていた。また、事業管理連絡会にて関係都県と事業管理について定期的に確認していた。

⑤地域連携

下久保ダム管理所では、水源地域（神流川）ビジョンの活動を中心に、地域と連携して地域活性化に向けて数多くのイベントに取り組んでいた。

⑥組織

小石原川ダム完成後の筑後川局管内の組織再編について、本社を含む関係部署との連携や執務環境整備に向けた調整等の進捗状況を確認した。

【監事意見】

機構として求められている様々な事業や取組の進捗が着実に図られていた。今後とも、内部統制を意識した業務運営を適切に行いつつ、地域の信頼を得られる組織となるよう、引き続き各種取組を進めていく必要がある。

(3) その他の重要な監査事項

1) 給与水準の状況

①給与水準の状況

本給の5%カットや地域手当の異動保障の凍結等、給与抑制措置が継続して行われた。

②法人の長の報酬水準の妥当性

理事長の報酬水準については、独立行政法人改革等に関する基本的な方針に掲げられている職務の特性や参考となる他法人の事例等として、国の事務次官の年間報酬額、同規模の独立行政法人及び民間企業の役員報酬額を参考として設定されている。

なお、役員については、本給の5.0%カット及び地域手当に係る異動保障の凍結が継続して実施された。

【監事意見】

理事長の報酬水準並びに役員の報酬水準及び職員の給与水準の設定についての考え方は妥当であると認められる。

2) 事業報告書

平成30年9月の事業報告に関するガイドライン制定に伴い、非財務情報を充実させた新たな様式で作成されていた。

作成にあたっては、法令やガイドライン等で示されている必要な情報が盛り込まれるよう、財務部（財務部門）と経営企画部（業績評価部門）とが連携し、パイロット版の作成や会計監査人からの意見聴取なども行いながら取り組んでいた。

【監事意見】

事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

今後も、事業報告書の作成趣旨に基づき、国民その他の利害関係者に有用な情報となるよう努めていくことが重要である。

3) その他の業務監査

【監事意見】

要綱に基づき、重要な文書を監査した結果、意思決定の内容が、法令等に違反する事実や不合理な事実は認められない。

(4) 事務処理に係る検討等が必要と認められる事項

事務処理に係る検討や改善・留意が必要と認められた事項は以下のとおりである。

1) 入札契約手続の適正な実施

- ① 工事等の発注において、見積参考資料の交付が行われていないもの

[措置状況]

不備があった事務所においては、チェック体制の見直し、所内への再周知を行うなど、再発防止に取り組んでいる。

2) 設計・積算・監督の適正な実施

- ① 施工体制台帳の添付書類が不足していたもの

- ② 現場発生品調書の提出等、必要な手続が行われていないもの

- ③ 仮設工の敷鉄板について、運搬、積込及び取卸し費用の未計上による過小積算

[措置状況]

不備があった事務所においては、チェック体制の見直し、所内への再周知を行うなど、再発防止に取り組んでいる。

3) 事務手続の適正な実施

- ① 規程に基づく準備品台帳、借受物品台帳、用益権管理台帳の作成が行われていないもの

- ② 規程に基づく不動産供用責任者の引継ぎが行われていないもの

[措置状況]

不備のあった事務所においては、所内への周知が行われ、再発防止に取り組んでいる。

【監事意見】

機構の業務の遂行に当たっては、規程等に基づき、適正に行う必要がある。

(5) 推奨事項

- ① 新たに開局したコミュニティーFMの活用によるダム関連情報の地域住民への提供等、地域特性を利用した広報活動や地域活性化の取組について、積極的に行っていた。

- ② シニアスタッフと若手職員とで技術伝承PTを立ち上げ、定期的に学習会を開催し、施設管理に有用な資料の取りまとめを行っていた。

2 会計監査

令和2年6月18日に会計監査人有限責任あずさ監査法人から当期の監査結果及び監査結果に対する意見等について説明を受けた。

【監事意見】

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和元事業年度に係る事業報告書及び財務諸表等は、適正であると認める。

以 上

別紙 監査実施事務所

	監査対象事業所	監査日程	備考
1	徳山ダム管理所	平成31年 4月24日(水)～25日(木)	テーマ:用地
2	総合技術センター	令和元年 5月21日(火)	
3	群馬用水管理所	令和元年 5月28日(火)～29日(水)	
4	沼田総合管理所	令和元年 5月29日(水)～30日(木)	
一	本社	令和元年 6月 3日(月)～ 6日(木)	
5	木曾川用水総合管理所	令和元年 7月 4日(木)～ 5日(金)	テーマ:事業の状況
6	岩屋ダム管理所	令和元年 7月10日(水)～11日(木)	
7	吉野川本部	令和元年 8月 7日(水)～ 8日(木)	
8	香川用水管理所	令和元年 8月 8日(木)～ 9日(金)	
9	朝倉総合事業所	令和元年 8月27日(火)～28日(水)	テーマ:事業の状況
10	愛知用水総合管理所	令和元年 9月10日(火)～11日(水)	テーマ:事業の状況
11	千葉用水総合管理所	令和元年10月 8日(火)～ 9日(水)	テーマ:内部統制
12	関西支社	令和元年10月15日(火)～16日(水)	
13	琵琶湖開発総合管理所	令和元年10月16日(水)～17日(木)	
14	旧吉野川河口堰管理所	令和元年10月28日(月)～29日(火)	
15	池田総合管理所	令和元年10月29日(火)～30日(水)	
一	本社	令和元年11月11日(月)～14日(木)	
16	福岡導水総合事業所	令和元年11月26日(火)～27日(水)	
17	筑後川局	令和元年11月27日(水)～28日(木)	テーマ:組織
18	霞ヶ浦用水管理所	令和元年12月 4日(水)～ 5日(木)	
19	利根川下流総合管理所	令和元年12月 5日(木)～ 6日(金)	
20	一庫ダム管理所	令和元年12月18日(水)～19日(木)	
21	日吉ダム管理所	令和元年12月19日(木)～20日(金)	テーマ:ダム操作
22	豊川用水総合事業部	令和2年 1月15日(水)～16日(木)	テーマ:内部統制
23	木津川ダム総合管理所	令和2年 1月21日(火)～23日(木)	
24	川上ダム建設所	令和2年 1月23日(木)～24日(金)	
25	利根導水総合事業所	令和2年 2月 5日(水)～ 6日(木)	テーマ:事業の状況
26	荒川ダム総合管理所	令和2年 2月18日(火)～19日(水)	
27	下久保ダム管理所	令和2年 2月20日(木)	テーマ:地域連携
28	思川開発建設所	令和2年 3月 4日(水)～ 5日(木)	
29	草木ダム管理所	令和2年 3月 5日(木)～ 6日(金)	
	本社及び29事務所(延べ31事務所)		